

県議会について

① 議会の役割

わたしたちの住む福岡県をより豊かで住みやすくすることは、県民みんなの共通の願いです。しかし、その願いを実現するために県はどのような仕事をしたらよいかを、みんなで集まって話し合うことは困難です。そこで、皆さんを代表して話し合いを行う県議会議員が、県内の各地から選挙で選ばれています。県議会議員が集まって皆さんの意見を生かし、県の仕事の基本的な方針を決定するところが県議会です。そして、県議会で決められたことをもとに、知事は県の仕事を進めています。



議会の主な仕事

■議決

条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の承認、多額な契約の締結などの県政の重要事項を議決します。

■選挙と同意

議長、副議長や選挙管理委員などを選挙します。また、副知事、教育委員、監査委員などを知事が選任又は任命する際には議会の同意が必要となっています。

■請願(陳情)の審査

県民の皆さんから提出された請願は、様々な観点から審査を行い、その内容が県政や県民にとって適当と認められるものは採択し、願意の実現に向け努力します。また、陳情については、関係委員会に回付され、必要に応じて質疑が行われます。

■調査と検査

県の行政の執行が議会の決定したとおり正しく行われているかどうか、事務の内容を調査・検査をし、また、必要に応じ関係者に来ていただいて調べたり、説明や意見を聞いたりします。

■意見書の提出・決議

県民の福祉や利益となることについて、国会や関係行政庁へ意見書を提出します。また、国政、社会問題などについて、議会の意思を明らかにするため決議を行います。

② 議会の活動

●定例会と臨時会

県議会は、2月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあります。

(定例会のスケジュール) ※定例会の開催時期は多少変わることがあります。



●本会議と委員会

議員全員を集めて開く会議を本会議といいます。県議会の最終的な意思決定は、ここで行います。県の仕事はとても幅が広く複雑なので、議案などを専門的かつ詳細に審査するために、委員会を設置しています。委員会は、閉会中（県議会が開かれていない間）も必要に応じて審査や調査を行っています。